

「臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令」
について（概要）

1 改正の概要

- ① 脳死判定又は臓器摘出を行った医師が作成する記録等について、親族に対し臓器を優先的に提供する意思に関する規定を加えること。

<改正箇所>臓器の移植に関する法律施行規則第5条・第6条

<根拠規定>臓器の移植に関する法律第10条第1項

- ② あっせん機関は、臓器の摘出を受けた者が生存中に親族に対し臓器を優先的に提供する意思を書面により表示していた場合であって、当該意思により当該親族が移植術を受けたときには、その作成する帳簿に次の書類を添付すること。

一 臓器の摘出を受けた者が生存中に親族に対し臓器を優先的に提供する意思を表示した書面の写し

二 臓器の摘出を受けた者と当該臓器を使用した移植術を受けた者との親族関係を明らかにすることができる書類

<改正箇所>臓器の移植に関する法律施行規則第13条

<根拠規定>臓器の移植に関する法律第14条

2 施行日

平成22年1月17日